

1 鳥インフルエンザ通報対応訓練

西部家畜保健衛生所 ○青萩芳幸 畜産課 寺坂陽一郎

1 はじめに

鳥取県内ではこれまで養鶏農場において鳥インフルエンザの発生は認められていないが、平成 22 年度には鳥取県に隣接する島根県安来市の養鶏農場において鳥インフルエンザが発生し、また同時期には中海周辺に棲息していた複数の野鳥から鳥インフルエンザが見つかったことから、鳥インフルエンザ流行シーズンには、いつ何時本県の養鶏場でその発生を認めてもおかしくない状況にある。

鶏に鳥インフルエンザを疑う通報が養鶏農場からあった際の対応は、農林水産省が定めた「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、HPAI 指針）に従い対応することになっている。しかし鳥取県内では近年鳥インフルエンザを疑う事例の発生がなく、また通報時には家保職員誰もが対応する必要があることから本訓練を実施した。

2 訓練内容

○異常鶏の届出時の対応

異常鶏に関する通報を家保が受けた際には、HPAI 指針様式 3 について聞き取りを行うことになっていることから、異常鶏の届出時の対応について訓練を行った。

この訓練では、届出者を西部家保職員が行い、この届出者は「家保に連絡さえすればよい」といった観点で西部家保に電話した。届出者から電話を受けた西部家保職員は、HPAI 指針様式 3 に関する内容の聞き取りを行い、電話対応者はどのように届出者から HPAI 指針様式 3 の項目について聞き出すかがポイントであった。この聞き取りでは電話対応者は鶏の死亡状況の他に、疫学情報などを細かく届出者から聞いたため、聞き取りには約 13 分間を要した（この間、周りにいた西部家保職員は、待機することになった）。

○異常鶏の届出受理後の対応

「異常鶏の届出時の対応」で聞き取りした内容は鶏の死亡数が過去 2 週間平均の 2 倍以上死亡していたため（2 倍ルールに該当）、聞き取り終了後、直ちに西部家保所長に報告、その後、畜産課に異常鶏が発生した事を伝えた。西部家保所長からは届出農場に西部家保職員 3 名が直ちに行くように指示が出された。

届出農場に到着した家畜防疫員は防護服に着替え、異常鶏を認めたとした鶏舎内の鶏の状態と死亡状況を把握した上で、死亡鶏について解剖を行い、鳥インフルエンザ簡易検査を実施した（その際、顔に付けていたゴーグルは曇って前が見にくく（写真 1）、また厚手手袋では解剖が行いにくいといった問題が生じた（写真 2））。



○鳥インフルエンザ簡易検査陽性後の対応

鳥インフルエンザ簡易検査は陽性であったという想定で、HPAI 指針に従って農場内から西部家保職員が畜産課に簡易検査陽性の報告を行い、さらに西部家保にも同じ内容の報告を行った。

簡易検査が陽性の場合、その後の精密検査は倉吉家保で実施されることから、鶏死体や同居している鶏の血液などの検査材料の採材を行った。採材した検査材料はウイルスが拡散しないように厳重に梱包した後に、農場外に待機していた輸送係の西部家保職員に渡された(写真3)。



写真3 農場境界付近での検体の受け渡し

その後、農場内で対応した家保職員は HPAI 指針様式 4 作成の情報を得るために、農場に対し鶏舎毎の鶏飼養羽数、死亡羽数、ヒトやモノの出入りの状況や鶏の移動の状況などを把握する目的で農場からの聞き取りを行った。今回は農場事務所内に HPAI 指針様式 4 作成に必要な資料が全てあったが、時には鶏舎等の現場に資料が置いてあるとのことであった。この HPAI 指針様式 4 作成用資料は写真転送システムを使用して西部家保に送信し、西部家保では写真転送システムで送られた資料を基に、HPAI 指針様式 4 を作成した。

3 訓練所要時間

訓練開始から、簡易検査の実施を経て指針様式 4 が完成するまでに農場への移動時間の 1 時間を含め約 5 時間を要した(図 1)。



図1 訓練経過時間の推移

4 訓練で判明した問題点とその対応

この訓練を実施してみて、次に示す問題点を認めた。

○HPAI 指針様式 3 の聞き取りは簡単ではない

HPAI 指針様式 3 の聞き取りには約 13 分間を要した。これは、聞き取る内容の要点が整理できていなかったために、スムーズな聞き取りができなかったものと考えられた。このため、今後は HPAI 指針様式 3 の聞き取りでは、様式 3 の各項目毎に何を聞き取れば良いかをあらかじめまとめておき(図 2)、電話対応者はこれを見ながら、聞き取りを行うようにした。また鶏の死亡状況や症状などから鳥インフルエンザを疑うと判断できる事項を聞き取った時点で西部家保所長に報告することで、西部家保所長の指示の元で他の家保職員は鳥インフルエンザ対応の行動に移れるようにし

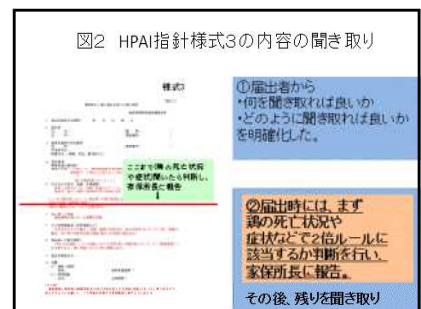
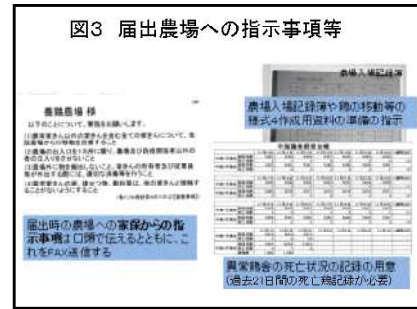


図2 HPAI指針様式3の内容の聞き取り

た。

○ HPAI 指針通報時の指示事項等

異常鶏の届出後、届出農場には「指針に定められた指示事項の実施」、「異常鶏の鶏舎の死亡状況記録の用意」、「指針様式4作成用の資料の準備」をしてもらわなくてはならない。これらは、農場に的確に指示する必要があることから、これらの指示事項等は口頭で伝えることに加え、この書面を FAX で農場に送り実施してもらうようにした(図3)。



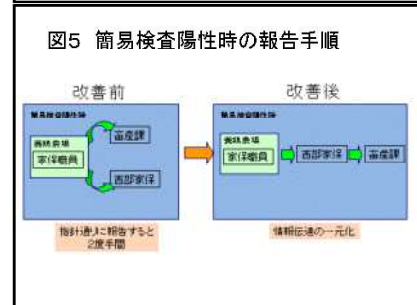
○ 資機材の不備

死亡鶏解剖の際には、「厚手手袋は作業が行いにくい」、「ゴーグルは曇り、検査に支障が出た」といった問題点が認められた(図4)。これらの点については、厚手手袋に関しては、かわりに機能性の高い薄手手袋を2重にして使用することで、またゴーグルに関しては、曇らないゴーグルを導入するなどの対応を行うこととした。



○ 簡易検査陽性時の連絡手順

簡易検査陽性時の連絡は、HPAI 指針に従うと農場内の西部家保職員は畜産課に直接報告することになっており、これでは西部家保にも再度報告を行うといった2度手間になっていた。このため、簡易検査陽性時の報告はまず農場内の西部家保職員は西部家保に行い、西部家保から畜産課に報告するといった一元化を図る方が良いと考えられた(図5)。



4 考察

今回の訓練の実施により、通報時には聞き取りをスムーズに行えるように聞き取り内容を明確にし、その後防疫対応に速やかに移れるように体制を整えた。また通報があった農場に対しては、的確な指示を口頭に加え書面でも行うようにして、農場に適切な行動をとってもらえる体制にした。

死亡鶏解剖時には、従来使用する予定であった厚手手袋やゴーグルなどは作業に支障をきたした。これらについては改善を加え、検査作業対応時に支障が起こらないものに変更することにした。今後も資機材については、従来あるものをそのまま使用すればよいのではなく、検討や改良などを加えて作業性の高い資機材を導入していく必要がある。

この演習では HPAI 指針に基づき行動したが、簡易検査陽性時の連絡手順など組織的な流れを考慮すると改善を検討した方が良いと思われる点も認められた。

今後はこれらの点を含め、鳥インフルエンザ対応時のあり方についても検討を加え、速やかな初動防疫に結びつけていかなければならない。